

2023年9月5日

各 位

会社名 株式会社 オートサーバー
代表者名 代表取締役社長 高田 典明
(コード番号:5589 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 常務取締役 山本 林
(TEL. 03-6842-8534)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2023年8月22日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2023年9月5日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 2,040 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。)
- (2) 仮 条 件 1株につき2,400円から2,670円

2. 第三者割当による募集株式発行の件

払 込 金 額 1株につき 金 2,040 円

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的
● に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売
● 出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うよう願
● います。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国において
● は、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を
● 除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
● ける証券の募集は行われません。
.....

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | | |
|--------------|---|---------------------|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 | 400,000株 |
| (2) 売出株式数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 | 1,600,000株 |
| | ②オーバーアロットメントによる売出し(*) | 当社普通株式 300,000株(上限) |
| (3) 需要の申告期間 | 2023年9月7日(木曜日)から
2023年9月13日(水曜日)まで | |
| (4) 価格決定日 | 2023年9月14日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) | |
| (5) 申込期間 | 2023年9月15日(金曜日)から
2023年9月21日(木曜日)まで | |
| (6) 払込期日 | 2023年9月25日(月曜日) | |
| (7) 株式受渡期日 | 2023年9月26日(火曜日) | |
| (8) 仮条件決定の理由 | | |

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、一部は株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が300,000株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は全く行わ

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的
● に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売
● 出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うよう願
● います。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国において
● は、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を
● 除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
● ける証券の募集は行われません。
.....

ない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である朝日ホールディングス株式会社(以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2023年10月20日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年8月22日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2023年10月25日とする当社普通株式300,000株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエアプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日(2023年9月26日)から2023年10月20日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所または株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関して、売出人かつ貸株人である朝日ホールディングス株式会社、当社役員である萩原 外志仁、高田 典明及び山本 林並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である株式会社富商、株式会社アップルコーポレーション、山岸 正典、吉田 昌延、大須賀 喜裕、石津 健吾、安達 秀子、上柳 隆裕、岩城 秀彦、葛西 義智、若林 哲、遠藤 敏昭、石倉 満典、高柳 博晃、竹谷 拓恒、白井 雄一、橋本 三枝子、山本 貴之、末松 賢二、下馬 旬也、榎本 正彦及び山田 弘樹は株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2024年3月23日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的
● に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売
● 出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うよう願
● います。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国において
● は、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を
● 除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
● ける証券の募集は行われません。
.....

なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中は株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年8月22日開催の当社取締役会において決議された株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しています。

以 上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的
● に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売
● 出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うよう願
● います。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国において
● は、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を
● 除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
● ける証券の募集は行われません。
.....